

佐賀県訓令甲第3号

本 庁

佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月20日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第2（第4条、第5条関係）					別表第2（第4条、第5条関係）				
事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	部長専決事務	課長専決事務	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	部長専決事務	課長専決事務
1・2 略					1・2 略				
3	規則、訓令及び告示、公告その他の公示に関する事務	<u>1</u> 規則及び訓令の制定に関すること 2 <u>規則及び訓令の改廃に関すること(軽易なものを除く。)</u>	規則及び訓令の改廃に関すること(軽易なものに限る。)	略	3	規則、訓令及び告示、公告その他の公示に関する事務	規則及び訓令の制定又は改廃に関すること(軽易なものを除く。)	規則及び訓令の制定又は改廃に関すること(軽易なものに限る。)	略

改正前	改正後
4～21 略	4～21 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。